

○さむかわ健康だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町が発行するさむかわ健康だより(以下「健康だより」)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 健康だよりに広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザインは、寒川町広告掲載要綱(平成20年4月1日施行)第3条及び寒川町広告掲載基準(平成20年4月1日施行)の規定に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、病院その他の医療機関に係る広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格、期間及び掲載料)

第3条 広告の位置、規格、掲載期間及び掲載料、配色は、別表のとおりとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、町長が指定する位置とする。

2 前項の規定にかかわらず、隣り合う枠について第6条第2項の規定による広告を掲載する旨の決定を受けた者は、当該枠を結合させた面積に1つの広告を掲載することができる。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報さむかわ及び寒川町ホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み及び決定)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、町長が

指定する期日までに、さむかわ健康だより広告掲載申込書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類(申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第 1 号及び第 3 号に掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類)を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類

(3) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 前項第 3 号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 町長は、第 1 項の規定による申込みがあった場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由をさむかわ健康だより広告掲載決定通知書(第 2 号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第 7 条 広告の原稿は、前条第 3 項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担により作成し、町長が指定する期日までに、完成版下原稿で提出するものとする。

(広告の責任)

第 8 条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告主は、町長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主(当該広告主に申込みの代理を依頼した者を含む。)又は広告の内容が第 2 条の規定に違反すると認められるとき。

(2) 広告主が、第 7 条の規定に違反して町長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 11 条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、さむかわ健康だより広告掲載料還付請求書(第 3 号様式)にさむかわ健康だより広告掲載決定書(第 2 号様式)を添えて町長に請求しなければならない。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。

別表(第 3 条、第 9 条関係)

広告の位置	規 格	掲載期間	掲載料	印 刷 色
内 頁	縦 70mm×横 125mm	1 年間	30,000 円	「さむかわ健康だより」と同色とする。